指名停止措置の概要

- 1. 指名停止措置業者名及び業者の住所 アキレス株式会社 東京都新宿区大京町22-5
- 2. 指名停止措置期間 平成24年11月6日から平成25年3月5日まで(4ヶ月)
- 3. 指名停止措置の範囲 東北森林管理局管内
- 4. 事 実 概 要:

公正取引委員会は、EPSブロックの製造業者に対し、独占禁止法に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成24年9月24日、同法第7条代2項の規定に基づく排除外命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由:

上記のことは、「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」別表第12号(不正又は不誠実な行為)に該当し、契約相手方として不適当と認められるため、本件については4ヶ月の指名停止措置とするものである。

〈物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領〉

別表

措置要件

(不正又は不誠実な行為)

12 前各号に揚げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められるとき。

問い合わせ先

東北森林管理局

秋田県秋田市中通5-9-16

総務部 経理課長 三上 均 電話018-836-2070